

2025年12月22日

各 位

会 社 名 ト一イン株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 太
(コード：7923、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 専務執行役員 経営企画統括
坂戸 正朗
(TEL. 03-5627-9111)

会 社 名 C S R I 5号株式会社
代表者名 代表取締役 前田 拓

C S R I 5号株式会社による

ト一イン株式会社（証券コード：7923）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

C S R I 5号株式会社は、本日、ト一イン株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、C S R I 5号株式会社（公開買付者）がト一イン株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025年12月22日付「ト一イン株式会社（証券コード：7923）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025年12月22日

各 位

会 社 名 C S R I 5 号株式会社
代表者名 代表取締役 前田 拓

ト一イン株式会社（証券コード：7923）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

C S R I 5 号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、ト一イン株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、コード番号：7923、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

ト一イン株式会社

（2）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（3）買付け等の期間

2025年12月23日（火曜日）から2026年2月16日（月曜日）まで（33営業日）

（4）買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,187円

（5）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,033,247（株）	3,355,500（株）	—（株）

（6）決済の開始日

2026年2月24日（火曜日）

（7）公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

2. 本公司買付けの概要

公開買付者は、本日現在、株式会社企業支援総合研究所（以下「CSR I」といいます。）が運用、管理又はアドバイスを提供する企業支援総合研究所1号投資事業有限責任組合（以下「CSR I運営ファンド」といいます。）により発行済株式の全てを所有されている日本法に基づき設立されたCSR I 4号株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式を取得、所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2025年6月24日に設立された株式会社です。本日現在、CSR I、CSR I運営ファンド、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

CSR Iは、2022年11月に企業成長の源泉は「人財」であるという信念のもと設立された、国内の中堅中小企業を支援する独立系バイアウトファームです。CSR Iは、プライベート・エクイティ（以下「PE」といいます。）投資及びその関連業務を取り扱うPE業界の第一線で投資経験を積んだ投資プロフェッショナルが案件組成及び投資活動を行うと共に、経験豊富な経営幹部人財によるコーチングや株式インセンティブ（注1）を含めたサーチファンド（注2）型の経営人財支援の仕組みを通じ、支援先の要望に応じた適切な経営人財の招聘と既存経営陣を含む支援先経営陣のリーダーシップ強化を実現する「人財ファンド」です。

CSR Iの1号ファンドであるCSR I運営ファンドは、主に事業承継や人材確保に課題を抱える中堅中小企業を支援対象としています。投資実績としては、株式会社エース（以下「エース」といいます。）への資本参加、エースを通じた株式会社アイセイへの資本参加、株式会社マテリサグループ（以下「マテリサグループ」といいます。）の設立及びマテリサグループを通じた株式会社紅久への資本参加があげられます。

今般、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とする目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公司買付けを2025年12月23日から開始することを決定いたしました。

（注1）「株式インセンティブ」とは、役員や従業員に対して、業績に連動して会社の株式そのもの、または将来株式を受け取る権利を報酬として付与する制度の総称です。

（注2）「サーチファンド」とは、経営者を目指す個人が投資家の支援を受けながら企業のM&A/事業承継を主導し、自ら承継先の経営に携わる投資の仕組みを意味しております。

公開買付者は、本公司買付けの実施にあたり、対象者の筆頭株主である山科統氏（以下「山科氏」といいます。）（所有株式数1,010,417株、所有割合（注3）：20.07%）、山科進太郎氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、山科実桜氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、古川知子氏（所有株式数66,000株、所有割合：1.31%）及び山科智氏（所有株式数24,000株、所有割合：0.48%）、対象者の取引先持株会であるトーアソシエイツ（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）、artience株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキヨ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数37,200株、所有割合：0.74%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数33,000株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数32,200株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数31,400株、所有割合：0.62%）、並びに王子マテリア株式会社（所有株式数0株、所有割合：0.00%（注4））（以下、山科氏並びに山科氏の親族である山科進太郎氏、山科実桜氏、古川知子氏及び山科智氏を総称して「山科家応募合意株主」といい、また、山科家応募合意株主を含むこれらの株主を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、各々が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：3,164,717株、所有割合の合計：62.88%）を本公司買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しており（ただし、一部の本応募合意株主との間においては、その契約上、一定の場合にかかる義務が免除される旨が定め

られております。

また、本応募合意株主のうち、トイン共栄会の会員でもある株主は、トイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トイン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。なお、本応募合意株主のうち、トイン共栄会の会員でもある株主は、artience 株式会社（トイン共栄会を通じた所有株式数：14,192 株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社トッキョ（トイン共栄会を通じた所有株式数：36,881 株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.73%）、株式会社小森コーポレーション（トイン共栄会を通じた所有株式数：14,162 株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、ツジカワ株式会社（トイン共栄会を通じた所有株式数：15,623 株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.31%）、株式会社文昌堂（トイン共栄会を通じた所有株式数：28,036 株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.56%）、株式会社村田金箔（トイン共栄会を通じた所有株式数：14,119 株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社シロキホールディングス（トイン共栄会を通じた所有株式数：19,543 株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.39%）、王子ホールディングス株式会社（トイン共栄会を通じた所有株式数：31,346 株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.62%）、日本紙パルプ商事株式会社（トイン共栄会を通じた所有株式数 1,131 株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.02%）、有限会社誠和運輸（トイン共栄会を通じた所有株式数：18,876 株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.38%）、及び、王子マテリア株式会社（トイン共栄会を通じた所有株式数：6,038 株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.12%）です。各株主のトイン共栄会を通じた所有株式数は、公開買付者が対象者から共有を受けた 2025 年 3 月 31 日時点における情報をもとに記載しております。

上記、各本応募合意株主の概要については、下表をご参照ください。

No.	氏名又は名称	所有株式数(株)	所有割合(%)
山科家応募合意株主			
1	山科統氏	1,010,417	20.07
2	山科進太郎氏	127,000	2.52
3	山科実桜氏	127,000	2.52
4	古川知子氏	66,000	1.31
5	山科智氏	24,000	0.48
小計（山科家応募合意株主）		1,354,417	26.91
その他株主			
6	artience 株式会社	197,000	3.91
7	株式会社バンダイナムコホールディングス	182,500	3.63
8	三井住友信託銀行株式会社	170,000	3.38
9	株式会社トッキョ	112,400	2.23
10	株式会社小森コーポレーション	109,800	2.18
11	ツジカワ株式会社	89,600	1.78
12	株式会社日金	86,100	1.71
13	株式会社文昌堂	50,000	0.99
14	株式会社村田金箔	47,400	0.94
15	株式会社三菱UFJ銀行	44,000	0.87
16	株式会社シロキホールディングス	37,200	0.74
17	王子ホールディングス株式会社	33,000	0.66
18	日本紙パルプ商事株式会社	32,200	0.64

19	有限会社誠和運輸	31,400	0.62
20	王子マテリア株式会社	—	—
	小計（その他株主）	1,222,600	24.29
ト一イン共栄会			
21	ト一イン共栄会	587,700	11.68
	合計	3,164,717	62.88

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2025年11月14日に提出した「第78期半期報告書」(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数6,377,500株から、同日現在対象者が所有する自己株式数(1,344,253株)を控除した株式数(5,033,247株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

(注4) 王子マテリア株式会社は、対象者株式を直接保有しておりませんが、ト一イン共栄会の会員であるため、ト一イン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、ト一イン共栄会が当該応募を行うために必要な手続(ト一イン共栄会の規約変更手続を含みます。)が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、ト一イン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、ト一イン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を3,355,500株(所有割合:66.67%)と設定しており、本公開買付けに応募された対象者株式(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(3,355,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、本公開買付けにおける買付予定数の下限である3,355,500株(所有割合66.67%)は、対象者半期報告書に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数6,377,500株から、同日現在対象者が所有する自己株式数(1,344,253株)を控除した株式数(5,033,247株)に係る議決権の数(50,332個)の3分の2(33,555個、小数点以下を切上げ)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた数(3,355,500株)に設定しております。これは、公開買付者は、本取引において対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかつた場合に対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とし、対象者株式を非公開化するための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを対象者に要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。)第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)の実施をする可能性があるため、本株式併合を実施する際に、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続を確実に実施すべく、公開買付者が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるように設定したものです。一方、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しているため、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,355,500株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

その他、本公開買付けの詳細は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年12月23日に提出する公開買付届出書及び2025年12月22日に対象者が公表した「CSR15号株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。